

香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第19号

香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則
香川県健康生きがい中核施設規則（平成10年香川県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 中核施設を利用することができる時間は、<u>午前8時30分から午後10時までとする。ただし、プール及び浴場については、午前10時から午後10時までとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(中核施設を利用することができない日)</p> <p>第3条 中核施設を利用することができない日は、<u>9月1日から翌年の7月19日までの期間中の水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年</u></p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 中核施設を利用することができる時間は、<u>次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>香川県立大川圏域健康生きがい中核施設</u> <u>午前8時30分から午後10時まで。ただし、プール及び浴場については、午前10時から午後10時まで</u></p> <p>(2) <u>香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設</u> <u>午前9時30分から午後9時まで。ただし、ホール、リハーサル室、大楽屋、小楽屋及び個室楽屋については午前9時から午後10時まで、図書室については午前9時30分から午後6時まで</u></p> <p>(3) <u>香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設</u> <u>午前9時から午後10時まで</u></p> <p>(4) <u>香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設</u> <u>午前9時から午後10時まで。ただし、浴場及びトレーニングルームについては、正午から午後9時まで</u></p> <p>(5) <u>香川県立高松圏域健康生きがい中核施設</u> <u>午前9時から午後10時まで。ただし、マルチメディアコーナー及びトレーニング室については午前9時30分から午後9時30分（日曜日にあつては、午後7時）まで、図書資料室については午前10時から午後6時まで</u></p> <p>2 略</p> <p>(中核施設を利用することができない日)</p> <p>第3条 中核施設を利用することができない日は、<u>次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める日とする。</u></p>

法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)並びに1月1日及び12月31日とする。

2 略

(利用の許可を要する施設)

第4条 中核施設のうち中核施設条例第2条(中核施設条例第3条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、多目的アリーナ、大会議室、小会議室、和室、展示・情報室、研修室及びエントランスホールとする。

- (1) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 9月1日から翌年の7月19日までの期間中の水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)並びに1月1日及び12月31日
- (2) 香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)及び12月28日から翌年の1月4日までの日
- (3) 香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設 1月4日から12月27日までの期間中の水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)及び12月28日から同月30日までの日
- (5) 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日

2 略

(利用の許可を要する施設)

第4条 中核施設のうち中核施設条例第2条(中核施設条例第3条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める施設とする。

- (1) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 多目的アリーナ、大会議室、小会議室、和室、展示・情報室、研修室及びエントランスホール
- (2) 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設 多目的アリーナ、大会議室、小会議室、和室、展示・情報室、研修室及びエントランスホール
- (3) 香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設 ホール、イベントホール、第1楽屋、第2楽屋、個室楽屋、マルチメディア研修室、クラフト工房、調理室、第1会議室、第2会議室、第3会議室及び和室
- (4) 香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設 多目的ホール、会議室、

(利用料金)

第7条 略

別表(第7条関係)

香川県立大川圏域健康生きがい中核施設

略

第1和室及び第2和室

(5) 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設 情報発信工房、第1パーソナルサイト、第2パーソナルサイト、第1会議室、第2会議室、陶芸室、健康増進室、工芸室、創作工房、健康福祉室、調理実習室、第1学習室、第2学習室、研修室、ギャラリー、和室大広間、和室研修室及びエントランスホール展示コーナー

(利用料金)

第7条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表(第7条関係)

1 香川県立大川圏域健康生きがい中核施設

略

2 香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設

区分	単位	金額
冷暖房		
ホール	1時間当たり	4,320円
リハーサル室	1時間当たり	400円
大楽屋	1時間当たり	160円
小楽屋	1時間当たり	80円
個室楽屋	1時間当たり	80円
視聴覚室	1時間当たり	640円
会議室	1時間当たり	640円
第1アトリエ	1時間当たり	480円
第2アトリエ	1時間当たり	360円
第1研修室	1時間当たり	200円
第2研修室	1時間当たり	200円
和室	1時間当たり	680円
ビデオ編集室	1時間当たり	400円
音響反射板	1式につき1時間当たり	980円
所作台	1式につき1時間当たり	1,280円
金びょうぶ	1双につき1時間当たり	420円
平台	1台につき1時間当たり	60円
地がすり	1枚につき1時間当たり	310円

<u>仮設鳥屋囲</u>	1式につき1時間当たり	280円
<u>めくり台</u>	1台につき1時間当たり	30円
<u>上敷</u>	1枚につき1時間当たり	80円
<u>ダンスマット</u>	1枚につき1時間当たり	260円
<u>演台</u>	1式につき1時間当たり	110円
<u>司会者台</u>	1台につき1時間当たり	60円
<u>指揮者台</u>	1台につき1時間当たり	80円
<u>譜面台</u>	1台につき1時間当たり	30円
<u>机</u>	1脚につき1時間当たり	50円
<u>いす</u>	1脚につき1時間当たり	20円
<u>映写機</u>	1台につき1時間当たり	2,050円
<u>映写スクリーン</u>	1式につき1時間当たり	250円
<u>仮設花道</u>	1式につき1時間当たり	280円
<u>雪かご</u>	1式につき1回	1,000円
<u>ドライアイスマシ ン</u>	1台につき1回	1,000円
<u>ピアノ</u>	1台につき1時間当たり	1,400円
<u>フットライト</u>	1列につき1時間当たり	170円
<u>ローアール ライト</u>	1列につき1時間当たり	250円
<u>アッパー ライト</u>	1列につき1時間当たり	450円
<u>ボーダー ライト</u>	1列につき1時間当たり	220円
<u>サスペン ション ライト</u>	1列につき1時間当たり	110円
<u>天井反 射板 ライト</u>	1式につき1時間当たり	420円
<u>プロセ ニア ム スポ ット ライト</u>	1列につき1時間当たり	280円
<u>フロント サイド スポ ット ライト</u>	1列につき1時間当たり	220円
<u>フロント サイド ピ ンス ポ ット ライト</u>	1台につき1時間当たり	310円
<u>シー リング スポ ット ライト</u>	1列につき1時間当たり	250円
<u>セン ター ピ ンス ポ ット ライト</u>	1台につき1時間当たり	480円

ットライト		
スポットライト	1台につき1時間当たり	80円
ピンスポットライ ト	1台につき1時間当たり	250円
特殊照明装置	1台につき1時間当たり	300円
調光装置	1式につき1時間当たり	480円
拡声装置	1式につき1時間当たり	640円
ポータブルミキサ 二	1台につき1時間当たり	280円
コンパクトディス クプレーヤー	1台につき1時間当たり	310円
ミニディスクプレ ーヤー	1台につき1時間当たり	530円
テープレコーダー	1台につき1時間当たり	530円
ステージスピーカ 二	1台につき1時間当たり	280円
はね返りスピーカ 二	1台につき1時間当たり	360円
三点吊りマイクro ホン装置	1式につき1時間当たり	280円
マイクロホン	1本につき1時間当たり	420円
音響周辺機器	1台につき1時間当たり	300円
ビデオプロジェク ター	1式につき1時間当たり	1,750円
ビデオデッキ	1台につき1時間当たり	110円
オーバーヘッドプ ロジェクター	1台につき1時間当たり	110円
アンプ	1台につき1時間当たり	220円
ホワイトボード	1台につき1時間当たり	60円
パソコン	1台につき1時間当たり	20円
電気特別使用料	使用量1キロワット時当 り	50円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

3 香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設

区分	単位	金額
冷暖房		
ホール	1時間当たり	5,200円
イベントホール	1時間当たり	1,020円
第1楽屋	1時間当たり	80円
第2楽屋	1時間当たり	160円
個室楽屋	1時間当たり	40円
マルチメディア	1時間当たり	360円
研修室		
クラフト工房	1時間当たり	420円
調理室	1時間当たり	720円
第1会議室	1時間当たり	360円
第2会議室	1時間当たり	360円
第3会議室	1時間当たり	300円
和室	1時間当たり	420円
音響反射板	1式につき1時間当たり	1,030円
金びょうぶ	1双につき1時間当たり	420円
平台	1台につき1時間当たり	60円
地がすり	1枚につき1時間当たり	310円
めくり台	1台につき1時間当たり	30円
上敷	1枚につき1時間当たり	80円
ダンスマット	1枚につき1時間当たり	260円
演台	1式につき1時間当たり	110円
司会者台	1台につき1時間当たり	60円
指揮者台	1台につき1時間当たり	80円
譜面台	1台につき1時間当たり	30円
いす	1脚につき1時間当たり	20円
映写機	1台につき1時間当たり	2,050円
映写スクリーン	1式につき1時間当たり	250円
ジョーゼット幕	1式につき1時間当たり	430円
紗幕	1枚につき1時間当たり	280円
ピアノ	1台につき1時間当たり	1,400円
フットライト	1列につき1時間当たり	170円

<u>ローアホリゾン ライト</u>	<u>1列につき1時間当たり</u>	<u>250円</u>
<u>アッパーホリゾン トライト</u>	<u>1列につき1時間当たり</u>	<u>450円</u>
<u>ボーダーライト</u>	<u>1列につき1時間当たり</u>	<u>220円</u>
<u>サスペンション ポットライト</u>	<u>1列につき1時間当たり</u>	<u>110円</u>
<u>天井反射板ライト</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>420円</u>
<u>フロントサイドス ポットライト</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>500円</u>
<u>シーリングスポッ トライト</u>	<u>1列につき1時間当たり</u>	<u>250円</u>
<u>センターピンスポ ットライト</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>480円</u>
<u>スポットライト</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>80円</u>
<u>調光装置</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>480円</u>
<u>拡声装置</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>640円</u>
<u>ポータブルミキサ ー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>280円</u>
<u>コンパクトディス クプレーヤー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>310円</u>
<u>ミニディスクプレ ーヤー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>530円</u>
<u>テープレコーダー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>530円</u>
<u>ステージスピーカ ー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>280円</u>
<u>はね返りスピーカ ー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>220円</u>
<u>フローアモニター スピーカー</u>	<u>1台につき1時間当たり</u>	<u>220円</u>
<u>集音吊りマイクロ ホン装置</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>220円</u>
<u>マイクロホン</u>	<u>1本につき1時間当たり</u>	<u>420円</u>
<u>ビデオプロジェク ター</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>420円</u>

ター		
デジタルビデオデ	1台につき1時間当たり	220円
ィスクプレーヤー		
モニターテレビ	1台につき1時間当たり	110円
ビデオデッキ	1台につき1時間当たり	110円
オーバーヘッドプ	1台につき1時間当たり	110円
ロジェクター		
スライドプロジェ	1台につき1時間当たり	110円
クター		
パソコン	1台につき1時間当たり	60円
電気特別使用料	使用量1キロワット時当 り	50円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力によ
り算定する。

4 香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設

区分	単位	金額
冷暖房		
多目的ホール	1時間当たり	2,600円
会議室	1時間当たり	200円
第1和室	1時間当たり	280円
第2和室	1時間当たり	240円
机	1脚につき1回	50円
いす	1脚につき1回	20円
展示パネル	1枚につき1回	100円
演台	1式につき1時間当たり	110円
司会者台	1台につき1時間当たり	60円
大型映像設備	1式につき1時間当たり	530円
ビデオデッキ	1台につき1時間当たり	110円
デジタルビデオデ	1台につき1時間当たり	220円
ィスクプレーヤー		
書画カメラ	1台につき1時間当たり	110円
ピアノ	1台につき1時間当たり	700円
ローアホリゾン	1列につき1時間当たり	110円
ライト		

アッパーホリゾン トライト	1列につき1時間当たり	110円
ボーダーライト	1列につき1時間当たり	110円
サスペンション ポットライト	1列につき1時間当たり	110円
シーリングスポッ トライト	1列につき1時間当たり	110円
ピンスポットライ ト	1台につき1時間当たり	250円
調光装置	1式につき1時間当たり	480円
拡声装置	1式につき1時間当たり	440円
コンパクトディス クプレーヤー	1台につき1時間当たり	220円
テープレコーダー	1台につき1時間当たり	110円
ステージスピーカ ニ	1台につき1時間当たり	280円
はね返りスピーカ ニ	1台につき1時間当たり	220円
マイクロホン	1本につき1時間当たり	110円
エアーモニターマ イクロホン	1式につき1時間当たり	220円
ビデオプロジェク ター	1式につき1時間当たり	250円
ワイヤレスアンプ	1式につき1時間当たり	220円
電気特別使用料	使用量1キロワット時当 り	50円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

5 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設

区分	単位	金額
冷暖房		
情報発信工房	1時間当たり	800円
第1パーソナル サイト	1時間当たり	80円

第2パーソナル サイト	1時間当たり	80円
第1会議室	1時間当たり	480円
第2会議室	1時間当たり	640円
陶芸室	1時間当たり	640円
健康増進室	1時間当たり	640円
工芸室	1時間当たり	480円
創作工房	1時間当たり	640円
健康福祉室	1時間当たり	240円
調理実習室	1時間当たり	480円
第1学習室	1時間当たり	480円
第2学習室	1時間当たり	640円
研修室	1時間当たり	480円
ギャラリー	1時間当たり	160円
和室大広間	1時間当たり	240円
和室研修室	1時間当たり	80円
エントランスホ ール展示コーナ	1時間当たり	160円
ニ		
ビデオ編集機	1式につき1時間当たり	500円
大型電気陶芸窯	1台につき1時間当たり	800円
小型電気陶芸窯	1台につき1時間当たり	400円
七宝電気炉	1台につき1時間当たり	200円
電子オルガン	1台につき1時間当たり	500円
電子ピアノ	1台につき1時間当たり	300円
シンセサイザー	1台につき1時間当たり	200円
大型天体望遠鏡	1台につき1時間当たり	500円
小型天体望遠鏡	1台につき1時間当たり	200円
天体双眼望遠鏡	1台につき1時間当たり	500円
音響・映像操作卓	1式につき1時間当たり	500円
プラズマディスプ レイ	1式につき1時間当たり	300円
ビデオプロジェク ター	1式につき1時間当たり	300円
オーバーヘッドプ	1台につき1時間当たり	110円

ロジェクター 机	1脚につき1回	100円
展示パネル	1枚につき1回	100円
電気特別使用料	使用量1キロワット時当 り	50円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。